

加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

平成28年度に策定した「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」において、既存施設の活用を前提とした短期的整備と、新博物館の整備を前提とした中長期的整備に区分して加曽利貝塚の史跡整備を進めていくことを示した。この2つの整備が整合のとれた計画となるよう、以下の2つの業務を行うものである。

(1) 加曽利貝塚グランドデザイン策定業務

「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」において、加曽利貝塚博物館の移転予定地は史跡の近接地にすることを示した。しかしながら、対象地域には緑豊かな自然環境が多く残るものの、現状では十分に活用できていないことから、対象地域を活性化させるため、加曽利貝塚博物館の移転を前提に、史跡及び特別緑地保全地区の一体的な整備を行うことが求められている。また、これらの整備にあわせて市民等に加曽利貝塚の価値を理解してもらうための取組みは不可欠であり、加曽利貝塚の継続的な発掘調査の実施と、その研究成果を公開するとともに、縄文時代の歴史・文化が体験できる新たな集客の空間とすることも求められている。

そこで、行政・企業・市民等がこの目指すべき将来像を共有し、具現化するための方策を加曽利貝塚グランドデザインとして取りまとめる。

なお、グランドデザインに基づく整備期間は、概ね10年程度とする。

(2) 史跡整備基本計画策定業務

「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」において、加曽利貝塚博物館の移転が実現するまでは長期間を要することから、短期的整備として史跡地内にある加曽利貝塚博物館を含めた既存施設や設備を有効活用し、利便性の向上を図ることを示した。この整備を計画的に進める必要があることから、具体的な方策を史跡整備基本計画として取りまとめる。

なお、短期的整備完了までの期間は、概ね4年程度とする。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 「加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託仕様書」
 のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から平成30年3月23日（金）まで
- (4) 委託限度額 9,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 業務担当課 千葉市教育委員会生涯学習部文化財課
 〒260-8730 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階
 電 話 番 号 043-245-5960
 F A X 番 号 043-245-5993
 E - m a i l bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp

3 公募スケジュール

公募要項の公表	平成29年5月 8日（月）
質問書の受付	平成29年5月 8日（月） 9時00分から 平成29年5月17日（水）17時00分まで
質問書の回答	平成29年5月19日（金）
企画提案書の受付	平成29年5月26日（金）17時00分まで
プレゼンテーション	平成29年5月下旬もしくは6月上旬を予定
審査結果通知	平成29年5月下旬もしくは6月上旬を予定

4 参加手続き

別紙「加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託仕様書」記載の委託業務の内容を熟読し、企画提案を行うこと。提案には、「5 審査方法及び評価項目（2）企画提案を特定するための評価項目」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明が含まれていることとする。

なお、共同企業体を構成して提案する場合は、代表企業や構成員が判別できる一覧表（様式第4号）及び委任状（様式第5号）を添付するものとする。

①提出書類及び提出部数

企画提案参加申込書（様式第1号）	1部
類似業務等の履行実績（様式第2号）	1部
提案価格書（様式第3号）	1部
企画提案書（様式自由）	9部
共同企業体等一覧表（様式第4号）	1部
委任状（共同企業体等）（様式第5号）	1部

②提出期限

平成29年 5月26日（金）17時00分までとする。

③提出先・提出方法

業務担当課へ持参すること。

（2）質問受付・回答

①質問の提出方法

質問書（様式第6号）を使用して作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メール到着確認のため、送信後は必ず業務担当課へ電話で確認すること。

②質問受付期間

平成29年 5月 8日（月） 9時00分から
平成29年 5月17日（水）17時00分まで

③回答方法

平成29年 5月19日（金）10時00分までに、業務担当課のホームページで公表する。

HP：<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/bunkazai/index.html?LINE>

5 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

- ①審査は、千葉市教育委員会で設置する選定委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。
- ②提案者がプレゼンテーションに出席できる人数は2名までとする。
- ③プレゼンテーションの詳細な日時や場所などは別途調整のうえ、通知する。
- ④審査の結果は、決定後、速やかに提案者に通知する。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

項目		評価の着眼点		配点基準	
実績	本業務と類似する業務の経験及び実績はあるか	基本構想やグランドデザイン策定に類するもの	5	15	
		博物館や文化施設の整備に関する基本構想策定に類するもの	5		
		史跡整備の基本計画策定に類するもの	5		
実施体制	業務の実施体制は十分に整っているか	組織、技術人員、パートナーシップなどの体制	5	15	
		専門的知識、知見などを持った総合プロデューサーとの連携	10		
計画策定	業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか		5	60	
	目的を達成するための業務遂行に対するアプローチは的確か		5		
	【加曽利貝塚グランドデザイン策定業務】 史跡や業務対象地域が置かれている様々な特性や条件等を踏まえ、周辺地域への波及効果も十分意識した独自性のある内容か		25		
	【史跡整備基本計画策定業務】 史跡の本質的価値の適切な保存と、公開・活用に対する様々な課題の解決を念頭に、多様な視点を持ち、論理的・合理的な内容か		20		
	業務の成果及び期待される効果は妥当か		5		
工程計画	業務が計画どおりに進展できる妥当性があるか		5	5	
見積価格	提案価格書の見積価格は評価できるか		5	5	
合 計			100	100	

6 契約

- (1) 選定委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意した後に委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託費の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は、企画提案参加申し込みを行うことができないものとする。
- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
 - ②当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生計画認可決定がなされていない場合
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続き開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
 - ⑤千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を滞納している場合
 - ⑥千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない場合
 - ⑦千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による業者決定日までの間に受けている場合
 - ⑧千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している場合
 - ⑨千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者である場合
- (2) 平成28・29年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 過去5年間に「5 審査方法及び評価項目（2）企画提案を特定するための評価項目」に記載の「評価項目」中の「実績」に示す3つの「評価の着目点」に対して、それぞれ1つ以上の受託実績を有していること。また、共同企業体を構成して提案する場合、構成企業体全体で実績の有無を判断するものとする。
- ※同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- ※共同企業体として参加する構成員においても、参加資格（1）及び（2）を満たす必要がある。

8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった

場合

- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (8) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。